



発 行 新 潟 県

第 49 号

平成24年6月26日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

報

告 示

- 817 種畜証明書の交付をした旨の通報(畜産課)
- 818 道路の区域変更(道路管理課)
- 819 道路の供用開始(道路管理課)
- 820 道路の区域変更(道路管理課)
- 821 道路の供用開始(道路管理課)
- 822 道路の区域変更(道路管理課)
- 823 道路の供用開始(道路管理課)
- 824 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
- 825 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)
- 826 建築基準法による道路位置の指定 (建築住宅課)

公 告

特定調達契約の落札者等(税務課)

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民生活課)

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民生活課)

病院局管理規程

8 新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程(病院局総務課)

病院局告示

4 新潟県の設置する病院の診療科目の指定の一部改正(病院局業務課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施 (病院局総務課)
- 一般競争入札の実施 (病院局総務課)
- 一般競争入札の実施 (病院局総務課)
- 一般競争入札の実施 (病院局総務課)

告 示

◎新潟県告示第817号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣臨時代理から次のとおり種畜証明書の交付をした旨の通報があった。

平成24年6月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

種畜証明書番号	名前	家畜の種類及び品種	等級	飼養者の住所・氏名
第31215030001号	FD280	豚 その他	級外	魚沼市
				グローバルピッグファーム株式会社
第31215030002号	FD294	豚 その他	級外	魚沼市
				グローバルピッグファーム株式会社

第31215030003号	FD295	豚 その他	級外	魚沼市
				グローバルピッグファーム株式会社
第31215030004号	FD303	豚 その他	級外	魚沼市
				グローバルピッグファーム株式会社
第31215030006号	FD308	豚 その他	級外	魚沼市
				グローバルピッグファーム株式会社
第31215030007号	FD311	豚 その他	級外	魚沼市
				グローバルピッグファーム株式会社
第31215030008号	FD314	豚 その他	級外	魚沼市
3,01210000000	10011	/// C *> E	10271	グローバルピッグファーム株式会社
第31215030009号	FD318	 豚 その他	級外	魚沼市
M 31213030003 7	10010	MA COALE	/lyx / I*	
#************************************	PD00F	17: 7 D/h	√77 ÆI	グローバルピッグファーム株式会社
第31215030010号	FD325	豚 その他	級外	魚沼市
				グローバルピッグファーム株式会社
第31215030011号	FD327	豚 その他	級外	魚沼市
				グローバルピッグファーム株式会社
第31215030012号	FD329	豚 その他	級外	魚沼市
				グローバルピッグファーム株式会社
第31215030013号	FD330	豚 その他	級外	魚沼市
				グローバルピッグファーム株式会社
第31215030014号	FD332	豚 その他	級外	魚沼市
) Joi=10000011	1200	7.7	1001	グローバルピッグファーム株式会社
第31215030015号	FD335		級外	魚沼市
第31213030013万	грэээ	か ての他	がメクト	グローバルピッグファーム株式会社
## 01 01 F 0 0 0 0 1 0 F	ED 0.0	17 7 0 h	/at Al	
第31215030016号	FD336	豚 その他	級外	魚沼市
				グローバルピッグファーム株式会社
第31215030017号	FD338	豚 その他	級外	魚沼市
				グローバルピッグファーム株式会社
第31215030018号	FD339	豚 その他	級外	魚沼市
				グローバルピッグファーム株式会社
第31215030019号	FD340	豚 その他	級外	魚沼市
				グローバルピッグファーム株式会社
第31215030020号	FD341	豚 その他	級外	魚沼市
,,,				グローバルピッグファーム株式会社
第31215030021号	FD342	豚 その他	級外	魚沼市
A312130300217	1 00 12	/// C ♥ J IE	/0/2/ -	グローバルピッグファーム株式会社
安 21215020020 日	FD347	 豚 その他	級外	
第31215030022号	FD347	豚 その他	が父グト	魚沼市
heles a constant of the second		11 w - 11	fort til	グローバルピッグファーム株式会社
第31215030023号	FD348	豚 その他	級外	魚沼市
				グローバルピッグファーム株式会社
第31215030024号	ND1	豚 その他	級外	魚沼市
				グローバルピッグファーム株式会社
第31215030025号	ND2	豚 その他	級外	魚沼市
				グローバルピッグファーム株式会社
第31215030026号	ND3	豚 その他	級外	魚沼市
		,		グローバルピッグファーム株式会社
第31215030027号	ND4		級外	魚沼市
N101710000071 /J	110 1	<i>№</i> С • 2 E	1000/1	グローバルピッグファーム株式会社
第31215030028号	ND5	 豚 その他	級外	魚沼市
分31419030048万	פעוו	かてり世	がメクト	
				グローバルピッグファーム株式会社

<u>'</u>				
第31215030029号	ND6	豚 その他	級外	魚沼市
				グローバルピッグファーム株式会社
第31215030030号	FL285	豚 その他	級外	魚沼市
				グローバルピッグファーム株式会社
第31215030031号	FL344	豚 その他	級外	魚沼市
				グローバルピッグファーム株式会社
第31215030032号	NL1	豚 その他	級外	魚沼市
				グローバルピッグファーム株式会社
第31215030033号	NL2	豚 その他	級外	魚沼市
				グローバルピッグファーム株式会社
第31215030034号	FW317	豚 その他	級外	魚沼市
				グローバルピッグファーム株式会社
第31215030035号	FW345	豚 その他	級外	魚沼市
				グローバルピッグファーム株式会社
第31215030036号	FW350	豚 その他	級外	魚沼市
				グローバルピッグファーム株式会社
第31215030037号	W23-1AI	豚 その他	級外	魚沼市
				グローバルピッグファーム株式会社

報

◎新潟県告示第818号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成24年6月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 栃尾田井線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地の幅員	延長
見附市葛巻南町 124 番か	Ç	新	14.0~22.0メートル	37.1メートル
同市鹿熊町字大場151番	1まで	IΒ	14.0~19.4メートル	40.0メートル

備考 路線の終点を変更する区域変更

◎新潟県告示第819号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成24年6月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 栃尾田井線
- 2 供用開始の区間

見附市葛巻南町124番から同市鹿熊町字大場151番1まで

3 供用開始の期日 平成24年6月26日

◎新潟県告示第820号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成24年6月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 五箇小出線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
魚沼市虫野字西澤 2039 番から	新	9. 2~31. 4メートル	42.9メートル
同市虫野字西澤2085番1まで	旧	9. 2~31. 4メートル	42.9メートル

◎新潟県告示第821号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成24年6月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 五箇小出線
- 2 供用開始の区間

魚沼市虫野字西澤2039番から同市虫野字西澤2085番1まで

3 供用開始の期日 平成24年6月26日

◎新潟県告示第822号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成24年6月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 本高津戸野目線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
上越市大字吉岡字前原 324番2から	新	12.5~22.4メートル	84.7メートル
同市大字吉岡字前原363番5まで	旧	14.8~39.0メートル	86.1メートル

◎新潟県告示第823号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成24年6月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 後谷黒田脇野田停車場線
- 2 供用開始の区間

上越市大和六丁目965番1から同市大和六丁目909番1まで

3 供用開始の期日 平成24年6月26日

◎新潟県告示第824号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年6月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
貝沢(1)地区	胎内市小長谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷川地区	胎内市小長谷	次の図のとおり	土石流
小長谷川地区	胎内市小長谷	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦 覧に供する。)

2 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
竜光(1)地区	魚沼市竜光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竜光(2)地区	魚沼市竜光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竜光東地区	魚沼市竜光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竜光第三北地区	魚沼市竜光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竜光第三南地区	魚沼市竜光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
裏の沢川地区	魚沼市竜光	次の図のとおり	土石流
スンガマ川地区	魚沼市竜光	次の図のとおり	土石流
滝沢川地区	魚沼市竜光	次の図のとおり	土石流
竜光(1)地区	魚沼市竜光	次の図のとおり	土石流
竜光(2)地区	魚沼市竜光	次の図のとおり	土石流
谷内沢川地区	魚沼市竜光	次の図のとおり	土石流
芋川口地区	魚沼市竜光	次の図のとおり	地すべり

小芋川地区	魚沼市竜光	次の図のとおり	地すべり
板木川地区	魚沼市板木	次の図のとおり	土石流
松ヶ沢川地区	魚沼市板木	次の図のとおり	土石流
城入沢地区	魚沼市板木	次の図のとおり	土石流
滝の入川地区	魚沼市板木	次の図のとおり	土石流
西ノ入地区	魚沼市板木	次の図のとおり	土石流
デエトリ地区	魚沼市板木	次の図のとおり	土石流
木ノ下地区	魚沼市穴沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
清水地区	魚沼市穴沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿ノ木(1)地区	魚沼市穴沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿ノ木(2)地区	魚沼市穴沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新田(1)地区	魚沼市穴沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新田(2)地区	魚沼市穴沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
穴沢南地区	魚沼市穴沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
穴沢地区	魚沼市穴沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿ノ木川 (1) 地区	魚沼市穴沢	次の図のとおり	土石流
柿ノ木川(2) 地区	魚沼市穴沢	次の図のとおり	土石流
柿ノ木地区	魚沼市穴沢	次の図のとおり	土石流
内子沢川地区	魚沼市穴沢	次の図のとおり	土石流
柳笠沢地区	魚沼市穴沢	次の図のとおり	土石流
堂前川(1)地区	魚沼市穴沢	次の図のとおり	土石流
堂前川(2)地区	魚沼市穴沢	次の図のとおり	土石流
内子沢地区	魚沼市穴沢	次の図のとおり	地すべり
蟹沢地区	魚沼市中家新田	次の図のとおり	土石流
蟹沢 (西ノ沢) 地区	魚沼市中家	次の図のとおり	土石流
	•	•	

蟹沢(東ノ沢)地区	魚沼市中家	次の図のとおり	土石流
宮ノ沢(頭ナシ)地区	魚沼市中家	次の図のとおり	土石流
裏ノ沢(宮ノ沢)地区	魚沼市中家	次の図のとおり	土石流
裏ノ沢左支川(宮ノ沢)地区	魚沼市中家	次の図のとおり	土石流
三玉沢地区	魚沼市中家	次の図のとおり	土石流
西ノ沢(寺裏)地区	魚沼市中家	次の図のとおり	土石流
東ノ沢(寺裏)地区	魚沼市中家	次の図のとおり	土石流
二本木沢地区	魚沼市中家	次の図のとおり	土石流
山田沢(1)地区	魚沼市中家	次の図のとおり	土石流
山田沢(2)地区	魚沼市中家	次の図のとおり	土石流
柳沢地区	魚沼市中家	次の図のとおり	土石流
漆沢地区	魚沼市中家	次の図のとおり	土石流
大王沢地区	魚沼市三ツ又	次の図のとおり	土石流
フラン沢地区	魚沼市三ツ又	次の図のとおり	土石流
セキノ沢地区	魚沼市三ツ又	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
岩間木 2 地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩間木地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
首沢地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺田地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南荷頃(1)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南荷頃(4)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南荷頃(5)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

	•		
南荷頃(6)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南荷頃(7)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南荷頃(8)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南荷頃(9)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南荷頃(10)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南荷頃(11)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南荷頃(12)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南荷頃(13)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南荷頃(14)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南荷頃(15)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南荷頃(16)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南荷頃(17)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南荷頃(18)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南荷頃(19)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南荷頃(20)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
首沢川地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	土石流
荷頃川1地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	土石流
荷頃川2地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	土石流
中子沢川(1)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	土石流
中子沢川(2)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	土石流
朝日川1地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	土石流
朝日川2地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	土石流
朝日川3地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	土石流
蘭木川(1)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	土石流
蘭木川(2)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	土石流
蘭木川(3)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	土石流
蘭木川(4)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	土石流
	•		

蘭木川(5)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	土石流
高地沢地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	土石流
南荷頃(2)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	土石流
南荷頃(3)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	土石流
南荷頃(4)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	土石流
南荷頃(5)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	土石流
南荷頃(6)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	土石流
旧南荷頃小学校地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	土石流
南荷頃地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	地すべり
蘭木地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	地すべり
岩間木地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	地すべり
首沢地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	地すべり
石原地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	地すべり
石原 2 地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	地すべり
薬師山地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	地すべり
泉地区	長岡市栃尾泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
泉(2)地区	長岡市栃尾泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
泉(3)地区	長岡市栃尾泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
泉(4)地区	長岡市栃尾泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
泉(5)地区	長岡市栃尾泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
泉(6)地区	長岡市栃尾泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水上沢地区	長岡市栃尾泉	次の図のとおり	土石流
滝清水川地区	長岡市栃尾泉	次の図のとおり	土石流
新泉地区	長岡市栃尾泉	次の図のとおり	地すべり
恋和田地区	長岡市赤谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤谷地区	長岡市赤谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤谷(2)地区	長岡市赤谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
<u> </u>	•	•	

西山(2)地区	長岡市赤谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤谷(3)地区	長岡市赤谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤谷(4)地区	4)地区 長岡市赤谷		急傾斜地の崩壊
赤谷(5)地区	長岡市赤谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
来伝川(1)地区	長岡市赤谷	次の図のとおり	土石流
来伝川(2)地区	長岡市赤谷	次の図のとおり	土石流
崩地区	長岡市赤谷	次の図のとおり	地すべり
大場地区	長岡市赤谷	次の図のとおり	地すべり
二子山地区	長岡市赤谷	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第825号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年6月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然 現象により建築物に作用 すると想定される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
谷川地区	胎内市小長谷	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦 覧に供する。)

2 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然 現象により建築物に作用 すると想定される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
竜光(1)地区	魚沼市竜光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竜光(2)地区	魚沼市竜光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竜光東地区	魚沼市竜光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竜光第三北地区	魚沼市竜光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竜光第三南地区	魚沼市竜光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

スンガマ川地区	魚沼市竜光	次の図のとおり	土石流
滝沢川地区	魚沼市竜光	次の図のとおり	土石流
竜光(1)地区	魚沼市竜光	次の図のとおり	土石流
竜光(2)地区	魚沼市竜光	次の図のとおり	土石流
板木川地区	魚沼市板木	次の図のとおり	土石流
松ヶ沢川地区	魚沼市板木	次の図のとおり	土石流
城入沢地区	魚沼市板木	次の図のとおり	土石流
滝の入川地区	魚沼市板木	次の図のとおり	土石流
デエトリ地区	魚沼市板木	次の図のとおり	土石流
木ノ下地区	魚沼市穴沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
清水地区	魚沼市穴沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿ノ木(1)地区	魚沼市穴沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新田(1)地区	魚沼市穴沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新田(2)地区	魚沼市穴沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
穴沢地区	魚沼市穴沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿ノ木川(2) 地区	魚沼市穴沢	次の図のとおり	土石流
柿ノ木地区	魚沼市穴沢	次の図のとおり	土石流
柳笠沢地区	魚沼市穴沢	次の図のとおり	土石流
堂前川(2)地区	魚沼市穴沢	次の図のとおり	土石流
蟹沢地区	魚沼市中家新田	次の図のとおり	土石流
宮ノ沢(頭ナシ)地区	魚沼市中家	次の図のとおり	土石流
裏ノ沢左支川 (宮ノ沢) 地区	魚沼市中家	次の図のとおり	土石流
西ノ沢(寺裏)地区	魚沼市中家	次の図のとおり	土石流
東ノ沢(寺裏)地区	魚沼市中家	次の図のとおり	土石流
二本木沢地区	魚沼市中家	次の図のとおり	土石流

柳沢地区	魚沼市中家	次の図のとおり	土石流
漆沢地区	魚沼市中家	次の図のとおり	土石流
大王沢地区	魚沼市三ツ又	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然 現象により建築物に作用 すると想定される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
岩間木 2 地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩間木地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
首沢地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺田地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南荷頃(1)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南荷頃(4)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南荷頃(5)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南荷頃(6)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南荷頃(7)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南荷頃(8)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南荷頃(9)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南荷頃(10)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南荷頃(11)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南荷頃(12)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南荷頃(13)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南荷頃(14)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南荷頃(15)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南荷頃(16)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

南荷頃(17)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	
南荷頃(18)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	
南荷頃(19)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	
南荷頃(20)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	
首沢川地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	土石流	
朝日川2地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	土石流	
朝日川3地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	土石流	
蘭木川(4)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	土石流	
蘭木川(5)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	土石流	
高地沢地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	土石流	
南荷頃(3)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	土石流	
南荷頃(5)地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	土石流	
泉地区	長岡市栃尾泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	
泉(2)地区	長岡市栃尾泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	
泉(3)地区	長岡市栃尾泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	
泉(4)地区	長岡市栃尾泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	
泉(5)地区	長岡市栃尾泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	
泉(6)地区	長岡市栃尾泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	
水上沢地区	長岡市栃尾泉	次の図のとおり	土石流	
滝清水川地区	長岡市栃尾泉	次の図のとおり	土石流	
恋和田地区	長岡市赤谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	
赤谷地区	長岡市赤谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	
赤谷(2)地区	長岡市赤谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	
西山(2)地区	長岡市赤谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	
赤谷(3)地区	長岡市赤谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	

赤谷(4)地区	長岡市赤谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤谷(5)地区	長岡市赤谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第826号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。 平成24年6月26日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 指定道路の種類
 - 第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
 - 平成24年6月12日
- 3 指定道路の位置等

位置	幅員(メー	トル) 延長 (メートル)
南魚沼市坂戸字道端109番	1 、110 5.0	46. 3
番1		

公 告

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年6月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量
 - 新潟県税務総合オンラインシステム帳票印字関連業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県総務管理部税務課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

- 3 落札決定日
 - 平成24年6月6日
- 4 落札者の氏名及び住所

株式会社BSNアイネット

新潟県新潟市中央区米山二丁目5番地1

- 5 落札価格
 - 191, 100, 000円
- 6 契約方式
 - 一般競争入札
- 7 入札公告日
 - 平成24年4月24日
- 8 落札方式
 - 最低価格

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について(公告)

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民 生活・環境部県民生活課及び長岡地域振興局において縦覧に供する。

平成24年6月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日
 - 平成 24 年 5 月 28 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ねっとわーくさぶらい
- 3 代表者の氏名

小田 正美

- 4 主たる事務所の所在地
 - 三島郡出雲崎町大字尼瀬 166 番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、出雲崎町近隣市町村の住民と共に、住み慣れた地域で安心して暮らせるために、相互扶助の精神で地域住民の福祉・環境の保全・災害救援及び地域安全に関する活動を行い、地域社会の利益に寄与することを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 環境の保全を図る活動
 - (3) 災害救援活動
 - (4) 地域安全活動
 - (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 7 定款の変更内容

	変	更	後			変	更	前	
(職務	务)				(職者	务)			
第15条	理事全員は、	この法人	を代表する。	また、	第15条	理事長は、	この法人を	代表し、	その業務を

第15条 <u>理事全員</u>は、この法人を代表<u>する。また、</u> <u>理事長は、この法人の</u>業務を総理する。

(権能)

第23条 (略)

- (1) ~(3) (略)
- (4)事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5)事業報告及び活動決算
- (6)~(10) (略)

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>活動</u>予 算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければ ならない。

(予算の追加及び更生)

第47条 予算<u>議決後</u>にやむを得ない事由が生じたと きは、総会の議決を経て、既定の予算の追加又は 更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、<u>活動</u>計算書、貸借 対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎 事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監 事の監査を受け、総会の議決を経なければならな い。 15条 <u>理事長</u>は、この法人を代表<u>し、その</u>業務 総理する。

(権能)

第23条 (略)

- (1) ~(3) (略)
- (4)事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5)事業報告及び収支決算
- (6) ~ (10) (略)

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>収支</u>予 算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければ ならない。

(予算の追加及び更生)

第47条 予算<u>作成後</u>にやむを得ない事由が生じたと きは、総会の議決を経て、既定の予算の追加又は 更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、<u>収支</u>計算書、貸借 対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎 事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監 事の監査を受け、総会の議決を経なければならな い。 (定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、 総会に出席した正会員の2分の1以上の多数によ る議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>事</u> 項については、所轄庁の認証を得なければならな い。 (定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、 総会に出席した正会員の2分の1以上の多数によ る議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>軽</u> 微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければな らない。

特定非営利活動法人の設立の認証申請について(公告)

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課 及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成24年6月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日 平成24年5月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人夢マッチング
- 3 代表者の氏名

上野 一美

- 4 主たる事務所の所在地 妙高市上中村新田 456 番地 5
- 5 定款に記載された目的

この法人は、衰退しつつある中山間地域を、未来に夢の持てる活気ある農村コミュニティーとして再生し、心豊かで持続可能な社会の実現を目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) まちづくりの推進を図る活動
 - (2) 経済活動の活性化を図る活動
 - (3) 環境の保全を図る活動
 - (4) 科学技術の振興を図る活動
 - (5) 子どもの健全育成を図る活動
 - (6) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (7) 前各号の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第8号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年6月26日

新潟県病院事業管理者 江 口 孝 雄

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程(昭和36年新潟県病院局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

 改
 正
 後
 改
 正
 前

(病院の組織)

第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。 (略)

診療部

内科 消化器内科 総合診療科 精神科 神経科(又は神経内科) 小児科 外科 消化器外科 小児外科 整形外科 形成外科 脳神経外科 呼吸器外科 心臓血管外科 皮膚泌尿器科(又は皮膚科及び泌尿器科) 産婦人科(又は婦人科) 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 リウマチ科 歯科 歯科口腔外科 呼吸器科 循環器内科 気管食道科 麻酔科 レクリエーション療法科 作業療法科 臨床検査科 病理診断科

(略)

(病院の組織)

第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。 (略)

診療部

内科 消化器内科 総合診療科 精神科 神経科(又は神経内科) 小児科 外科 小児外科 整形外科 形成外科 脳神経外科 呼吸器外科 心臓血管外科 皮膚泌尿器科(又は皮膚科及び泌尿器科) 産婦人科(又は婦人科) 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 リウマチ科 歯科 歯科口腔外科 呼吸器科 循環器内科 気管食道科 麻酔科 レクリエーション療法科 作業療法科 臨床検査科 病理診断科(略)

附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

病院局告示

◎新潟県病院局告示第5号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定(昭和46年7月新潟県病院局告示第6号)の一部を次のように改正し、 平成24年7月1日から実施する。

平成24年6月26日

新潟県病院事業管理者 江口 孝雄

次の表の改正後の欄中項目の表示に下線が引かれた部分を加える。

	改正後		Į.	女正前
病院名	診療科目		病院名	診療科目
(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)
新潟県立十日町病院	内科、神経内科、小児科、	新	高県立十日町病院	内科、神経内科、小児科、
	外科、消化器外科、整形外			外科、整形外科、脳神経外
	科、脳神経外科、泌尿器科			科、泌尿器科、産婦人科、
	、産婦人科、眼科、耳鼻い			眼科、耳鼻いんこう科、リ
	んこう科、リハビリテーシ			ハビリテーション科、放射
	ョン科、放射線科、麻酔科			線科、麻酔科
(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、マルチカラーレーザー光凝固装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成24年6月26日

新潟県立十日町病院長 塚田 芳久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量 マルチカラーレーザー光凝固装置 1式
 - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 納入期限 平成24年8月31日(金)
 - (4) 納入場所 新潟県立十日町病院
 - (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を 有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0055

新潟県十日町市高山32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線506

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成24年7月4日(水)午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成24年7月9日(月)午後1時10分

新潟県立十日町病院3階講堂

- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金 免除する。
 - (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の 規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす る。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他
 - ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
 - ② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、医用テレメータについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成24年6月26日

新潟県立がんセンター新潟病院病院長 横山 晶

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量 医用テレメータ 他 2式
 - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 納入期限

平成24年9月28日 (金)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を 有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成24年7月4日(水)午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の

規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (8) その他
 - ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
 - ② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、除細動器について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成24年6月26日

新潟県立がんセンター新潟病院病院長 横山 晶

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量

除細動器 2式

- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期限

平成24年9月28日(金)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成24年7月4日(水)午前10時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金 免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

県

報

澙

新

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (8) その他
 - ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
 - ② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、クリオスタットについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成24年6月26日

新潟県立がんセンター新潟病院病院長 横山 晶

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量 クリオスタット 1式
 - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 納入期限

平成24年9月28日(金)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を 有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成24年7月4日(水)午前11時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金 免除する。
 - (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の 規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす る。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (8) その他
 - ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
 - ② 詳細は入札説明書による。